<u>義肢装具士養成所自己点検票</u>

令和 年 月 日 実施

		養 成 所 名 学科名及び課程名							科	課程	
		所 在 地				修業年限及び定員					名
		作成者:	役職名			氏 名					
		調	査	事	項		判定		関係法令等		備考
1	教員	員等に関する事項	頁								
	(1)	専任教員の数別	及び配置は適切か				適 口 否				
	(2)	医師、義肢装具:	1の各教育内容を教 士である専任教員が を有する養成所にあって(6人以上であること		つ、そのうち	適口否	口 指	定規則第4条第1項第4号		
	(3)		3人以上は、免許取 市又は免許を受けた				適口 否	口 指	定規則第4条第1項第5号		
	(4)	実習には、必要配置しているか	に応じ、教員に加え	て適当な数の実習打	i導員又は実	≅習助手を	適口否	口指	導要領3(1)		
	(5)	専任教員1人 <i>0</i>)授業時間は、1週ま	たり15時間を標準	としているか		適 口 否				
	(6)	教員は、その担 (医師、義肢装具士、	当科目に応じ、それ [:] . 高等学校教員etc)	ぞれ相当の経験を有	する者である	か	適 口 否	口指	導要領3(2)		
	(7)	教員の出勤状況	兄が確実に記録され	ているか			適 口 否				
2	学生	生に関する事項									
	(1)	入学資格の審査	査は確実に行われて	いるか (卒業(見込)証明書etc)	適 口 否	口指	導要領2(2)		
	(2)	1学級の定員10	0名以上30名以下で	、学則に定められた	学生の定員な	を遵守しているか	適口否		定規則第4条第1項第6号、指導要)、H11,1,12医事第1号通知	領	
	(3)	入学者の選考は	は適正に行われている	ふか ※複数面接、筆	筆記試験、合	â格基準etc	適 口 否	□ 指	導要領2(2)		
	(4)	入所、進級、卒	業、成績、出席状況	兄等に関する記録が	確実に保存る	されているか	適 口 否	口指	導要領2(4)		
	(5)	入学時期は厳ロ	Eか、また途中入学が	が行われていないか			適 口 否				
	(6)		良な者、学力が十分 日数が出席すべき日数の		進級又は卒	業の措置は	適口 否	口 指:	導要領2(3)		
	(7)	健康診断等保修 ※学校保健安全	健衛生上、必要な指 法準用	造がとられているか			適口 否	口 指	導要領2(5)		
3	授美	業に関する事項									
	(1)		た教育課程は、指定 骨させることを目的とし		う野及び指	導要領別表1に	適口 否	口 指: 4(1	定規則第4条第1項第3号、指導要)	領	
	(2)	単位の計算方法	 去は適切であるか				適 口 否	口指	導要領4(2)		
		(1単位の授業時間数から45時間、臨床実施	改は、講義及び演習は15 習は45時間)	時間から30時間、実験・	実習及び実技は	は30時間		指	導要領4(3)		
	(3) 単位の認定は講義等を必要時間以上受けてし			上受けているとともに	二、当該科目	の内容を修得	適 口 否	口指	導要領4(2)		
		していることを確認	として行っているか(実	際に講義、実習等が行	行われる時間 ^で	で計算すること)		指	導要領4(4)		
	(4)	合併授業又はお	合同授業が行われて	いないか(異なる学年	丰等)		適 口 否	□ 指:	導要領4(5)		
	(5)	同時に授業を行	うう学生の数は30人	以下であるか			適 口 否				
	(6)	学則に定められ	ていない臨時休校等	が行われていないか			適 口 否				
	(7)	教員が欠勤した	:場合の措置は適切	であるか (振替授業	<u> </u>		適 口 否				
										_	

<u>義肢装具士養成所自己点検票</u>

令和 年 月 日 実施

養 成 所 名 所 在 地		学科名及7 修業年限及		和 全			
作成者: 役職名	氏	名					
調査事項	 Į		判定	関係法令等	備考		
4 臨床実習に関する事項							
(1) 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所及び製作実習を行 具製作所を実習施設として利用しているか	rうのに適当な郭	轰肢装	適口否口	指定規則第4条第1項第10号			
(2) 各指導内容に対する専門的知識に優れ、医師又は義肢装具業務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する実習指導われているか			適口否口	指導要領6(2)			
(3) 実習指導者の数は、学生2人当たり1人以上となっているか			適口否口	指導要領6(3)			
(4) 臨床実習施設は、実習を行う上で必要な機械器具を備えて	いるか		適口否口	指導要領6(4)			
5 施設設備に関する事項							
(1) 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室:	を有しているか		適口否口	指定規則第4条第1項第7号			
(2) 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有しているか			適口否口	指定規則第4条第1項第8号			
(3) 各教室の面積等は定員に対して適正か(普通教室1.65㎡/人	、実習室5㎡∠	⁄人、	適口否口	指導要領5(1)			
かつ設備機能を保有、内法測定)				指導要領5(2)			
(4) 次の実習室を有するか → 義肢装具装着適合室、義肢装具	.製作室、機械3	<u> </u>	適口否口	指導要領5(2)(ア)(イ)(ウ)			
(5) 学生のためのロッカールーム又は更衣室(学生総定員と同数のロッカーを	·有する)を有して	いるか	適口否口	指導要領5(3)			
(6) 敷地及び校舎は、確実に使用できる権利が確保され、位置な (原則として設置者所有、確実かつ長期の賃貸借契約)	及び環境が教育	育上適切か	所有口 賃貸口適 口 否 口	指導要領1(6)			
(7) 校舎は他の目的に併用されていないか			併用 有 口 無 口				
6 財政に関する事項							
(1) 養成所の運営は適正であるか(管理運営、財政上の健全性	.)		適口否口	指導要領1(4)			
(2) 養成所の経理は明確に区分されているか(養成所以外と)			適口否口	指導要領1(5)			
入学料・授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は 名目で不当な金額を徴収していないか	父兄から寄附:	金その他の	適口否口	指導要領7(1)			
7 事務に関する事項							
(1) 各帳簿類は適正に管理されているか ※要領からは削除 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年間、その他は5年間		ること	適口否口				
 ① 学則 □ 日課表 □ 学校日誌 □ ② 職員名簿 □ 履歴書 □ 出勤簿 □ ③ 学籍簿 □ 出席簿 □ 健康診断に関する表簿 □ ④ 入学者選考及び在校者成績考査表簿 □ ⑤ 資産原簿 □ 出納簿 □ 予算決算に関する表簿 □ ⑥ 機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 □ ⑦ 往復文書処理簿 □ 							
(2) 専任の事務職員は配置されているか			適口否口	指定規則第4条第1項第11号			
8 機械器具(指導要領別表2)							
◎ 教育上必要な機械器具			適口否口	指導要領5(5)			
9 標本及び模型 (指導要領別表2)							
◎ 教育上必要な標本及び模型			適口否口	指導要領5(5)			
10 図書							
(1) 教育上必要な専門図書(1000冊以上)			適口否口	指導要領5(6)			
(2) 学術雑誌 (10種類以上)			適口否口	11年女限()(0/			

<u>義肢装具士養成所自己点検票</u>

令和 年 月 日 実施

	養 成 所 名		学科名及び	「課程名	科	課程
	所 在 地	<u> </u>	修業年限』	ひ定員	年	名
	作成者: 役職名	氏	名			
	調査事	項		判定	関係法令等	備考
11	その他の備品					
	机及び椅子(同時に授業を受ける生徒数と同数)			適口否口		
12	その他変更申請及び届出、報告に関する事項					
	(1) 変更承認申請は変更する日の3ヶ月前までに知事あて提出	けしているか		適口否口	指導要領1(2)	
	(2) 変更届は変更した日から1月以内に知事あて届出をしている	るか		適口否口	指定規則第3条第3項	
	③)毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、遅滞な	く報告している	か	適口否口	指定規則第5条	